

危険ドラッグってなに？

危険ドラッグとは、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等で規制を受ける麻薬、覚醒剤等には指定されていないものの、麻薬、覚醒剤等と同様に幻覚作用や多幸感を得る目的で使用される薬剤の総称です。

「合法ドラッグ」などと称して、お香、リキッド、グミ、クッキー等のかたちで販売されており、あたかも安全であるかのように誤解されていますが、大麻や麻薬、覚醒剤等と同等か、それ以上の恐ろしさを持つ物質が含まれていることもあり、命を落とすこともあります。



三重県薬物の濫用の防止に関する条例とは

条例の概要

- ▶ 危険ドラッグを**規制**します。
 - ▶ 薬物乱用防止の**啓発・教育**を充実します。
 - ▶ 薬物依存者の**回復支援**を推進します。

危険ドラッグの規制

「**危険薬物**」について、正当な理由なく所持、購入、譲り受け、使用することを禁止します。

禁止行為に違反した者に対しては**警告**を発し、警告に従わない者に対しては、**中止**等の**命令**を行います。

命令に違反して禁止行為を中止しなかった場合は、**5万円以下の過料**に処されます。



(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

薬物に関する相談窓口

桑名保健所	TEL 0594-24-3623	四日市市保健所	TEL 059-352-0592
鈴鹿保健所	TEL 059-382-8674	こころの健康センター	TEL 059-223-5241
津保健所	TEL 059-223-5112	東海北陸厚生局麻薬取締部	TEL 052-951-6911
松阪保健所	TEL 0598-50-0529	警察総合相談電話	TEL 059-224-9110
伊勢保健所	TEL 0596-27-5151	医療保健部薬務課	TEL 059-224-2330
伊賀保健所	TEL 0595-24-8080		
尾鷲保健所	TEL 0597-23-3461		
熊野保健所	TEL 0597-85-2159		

大麻がいま危ない！



若年層を中心に大麻の検挙者が急増しています！

STOP！大麻！！

買わない！

持たない！

使わない！



提供：厚生労働省



三重県



大麻ってなに？

「大麻」とは、大麻草及びその製品のことを言います。大麻草の成熟した茎や繊維などの製品、大麻草の種子及びその製品は大麻から除かれます。

大麻の穂や葉に含まれるTHC(テトラヒドロカンナビノール)が脳神経のネットワークを切断し、幻覚作用、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こします。大麻は、世界で最も乱用されている薬物です。

なにが危険なの？

【大麻使用の短期的な悪影響】

- ・ 意識障害、認知障害、知覚障害等
- ・ パニック発作、幻覚、嘔吐
- ・ 車の運転における障害、交通事故のリスク上昇
- ・ 妊娠中に母親が大麻を吸引することによる、胎児への悪影響

【定期的な大麻使用による長期的な心理社会的影響】

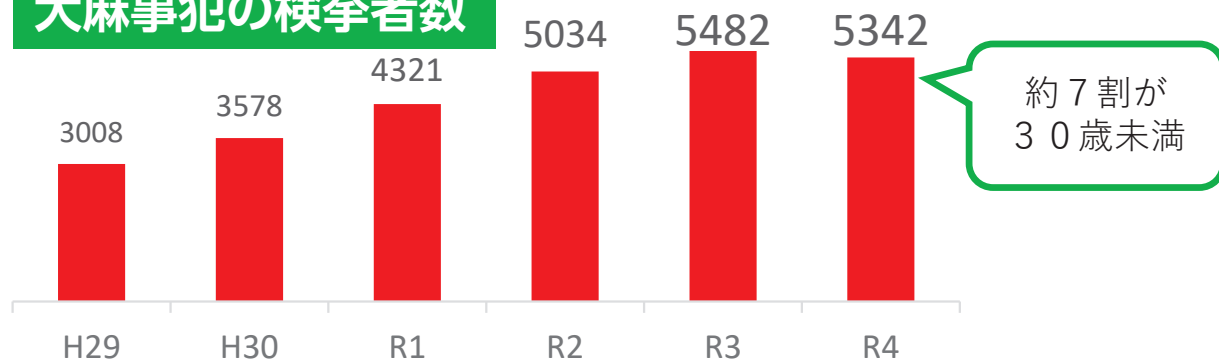
- ・ 依存症
- ・ 認知機能障害、その他の薬物の使用、抑鬱症状、自殺行動のリスク上昇
- ・ 気管支炎、心筋梗塞、脳卒中のリスク上昇
- ・ タバコの併用によるがんやその他の呼吸器系疾患のリスク上昇

こんな誘い文句に注意！

大麻は麻薬や覚醒剤よりも安全だよ
合法的な国もあるから大丈夫
使おうと嫌なことを忘れてリラックスできるよ



大麻事犯の検挙者数

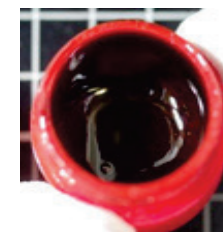


大麻事犯の検挙者数は、令和3年に過去最多を更新し、令和4年度も同程度を推移しています。そのうち、30代未満及び未成年者の増加傾向が継続しており、検挙者数の約7割を占めています。

どんなふうに乗ってるの？

大麻草の状態に乗っている場合もあれば、大麻の有害成分であるTHC(テトラヒドロカンナビノール)を高濃度で含む大麻ワックスや大麻リキッド等の大麻濃縮物として売られていることがあります。

また、大麻を含む食品(クッキーやグミなど)を摂取した者が救急搬送される事案も発生しており、乱用される大麻の形態は多様化しています。



提供：厚生労働省

SNSでの大麻の誘いに注意！

大麻の売買される手段として、SNSが利用されているケースが急増しています。SNSでは「大麻」を意味するさまざまな隠語が用いられており、知らない間に大麻の売買に巻き込まれる可能性もあります。

SNSを通じて、大麻の売人と関わることで、大きな事件に巻き込まれる可能性もあるため、疑わしい投稿や誘いがあったら絶対に乗らないようにしましょう。

一度の使用が人生を台無しに・・・

薬物に一度手を出してしまうと、また欲しくなり自分でコントロールできなくなる**依存症**と、繰り返し使用することにより、一回に使用する量が多くなっていく**耐性**があります。また大麻を入り口に、麻薬や覚醒剤といったほかの薬物へ手を出してしまうケースも多いことから、**ゲートウェイドラッグ**とも呼ばれています。

友人やSNSでの甘い誘いや軽い気持ちで手を出したことにより、取り返しのつかないことになってしまうので、**勇気をもってきっぱりと断る・関わらないこと、その場から立ち去ることが大事です。**

検挙事例

- ・京都市において、小学生の男児が、兄が隠し持っていた大麻草を見つけ吸引する事件が起き、兄は大麻取締法違反(所持)の疑いで逮捕(平成27年11月)
- ・鳥取県で町おこしのため、大麻の栽培許可を取り大麻関連商品販売会社の代表をしていた男が、自宅に大麻を隠し持っていたとして、大麻取締法違反(所持)の疑いで逮捕(平成28年10月)
- ・長野県の集落で、大麻を栽培、所持していたとして大麻取締法違反(所持)の疑いで27歳から64歳の男女計22人を一斉逮捕(平成28年11月)
- ・津市の男が、「大麻」を隠語を用いて標記し、SNSで客を募り全国130人以上に販売していた(令和2年11月)